

# 募集

## 子育てハッピー県営住宅(若年子育て世帯向け)入居者

【対象】夫婦がともに34歳以下の世帯(子どもの有無は問いません。ただし収入等の各種条件を満たす必要があります)  
 【入居予定日】12月23日(祝以降)

【申込み期間・募集要項配布場所】10月1日(土)～21日(金)。募集要項は市役所総合受付、建築住宅課(本庁舎3階)、北部・南部出張所、各地区センター、埼玉県住宅供給公社、埼玉県住宅課(県庁第二庁舎1階)で配布しています

【10月1日(土)～21日(金)】  
 月・7月・10月)を行っています  
 月・7月・10月)を行っています  
 月・7月・10月)を行っています

【このころのアート展】表現するこころは生きるこころ」作品  
 因絵画・彫刻・版画・陶芸・書道・手芸・工作等ジャンルは問いません。ただし、市販のキット等による制作ではなくオリジ

## 市民活動支援センター ななサポこしがやの講座

いずれも費無料 場申問市民活動支援センター「ななサポこしがや」☎969-2750。下記のほか、パソコンなんでも相談、NPOの申請・労務相談も開催しています。

【越谷まちなかウォークラリー】  
 時10月16日(日)、午前9時30分～午後4時 因自分の位置と風景を示した「コマ図」を頼りにグループで市内を散策

【小学生以上の方30人(小学3年生以下は保護者同伴) 持屋食、水筒、雨がっぱ

【かふえとも】  
 時10月30日(日)、午前10時～正午 因一部…私達のまち「越谷」について考え、お茶を飲みながら話し合う 二部…みんなで歌おう 因40人

【ぼっぼひろば(絵本の読み聞かせと子育てサロン)】  
 時10月22日(土)、午前10時～11時10分 因20組

## 男女共同参画支援センター ほっと越谷の催し

いずれも費無料 場申問男女共同参画支援センター「ほっと越谷」☎970-7411(月曜日、祝日休所)

【男性のためのコミュニケーションセミナー】  
 時11月5日(土)・12日(土)、午後2時～4時 因①関係を作るためのコミュニケーション ②関係を深めるためのコミュニケーション 因男性20人。保育あり(1歳6カ月～就学前。要予約。申込みは①10月27日(木)、②11月2日(火)まで)

【講座「ブログがもたらす影響力」】  
 時11月19日(土)、午後1時30分～3時30分 因情報を選び取る力を養うための講座。情報発信の社会的影響についても考える。講師は、(株)プレスラボ取締役でライターの小川たまかさん 因40人。保育あり(1歳6カ月～就学前。要予約。申込みは11月11日(金)まで)

【性と生殖に関する健康と権利についての講座「産後のママのメンタルヘルス」】  
 時11月19日(土)・26日(土)、午前10時～正午 因地域と病院で活躍する助産師に産後うつと子育て支援について聞く。第1回は「産後うつの予防と地域における子育て支援」、第2回は「産後うつの治療とケア」 因各回40人。保育あり(1歳6カ月～就学前。要予約。申込みは11月11日(金)まで)

【国民健康保険税算定のため所得の申告をお願いします】  
 国民健康保険税の算定や高額療養費計算等を行うために、国民健康保険の加入者とその世帯

【医療費のお知らせ】  
 「医療費のお知らせ」を送付しています。医療費を把握し、健康管理について関心を深めましょう。

【ジェネリック医薬品利用差額通知をお送りします】  
 平成28年7月診療分のうち、生活習慣病(高血圧、脂質異常症、糖尿病)に関する薬剤で、ジェネリック医薬品に切り替えられた場合、自己負担額が300円以上削減効果を見込める方に通知を送ります。ご希望の方は、医師や薬剤師と相談し積極的に活用してください。

ナル作品であること。応募作品は12月3日(土)～9日(金)にイオンレイクタウンに展示 因市内在住・在学の障がいのある方、障害福祉サービス事業所等の利用者・関係者 因11月1日(火)～18日(金)に応募用紙に必要事項を記入し直接左記へ。応募用紙は左記、障害福祉課(第三庁舎1階)で配布のほか、越谷市社会福祉協議会ホームページから印刷できます 因越谷市障害者就業訓練施設しらこぼと☎965-6594



昨年の「こころのアート展」

【越谷市生涯学習フェスティバル 社交ダンス体験とステージ発表演出団体】  
 平成29年2月26日(日)、午前10時～午後3時 因中央市民会館3階ホール 因来場者への簡単な指導とステージ発表(出演団体と来場者が一緒に社交ダンスを行えるもの。60分程度) 因

# 税のお知らせ

## 納税通知書をお送りします

平成28年度分の市・県民税の年税額に変更のあった方や新たに課税された方に通知書と納付書(口座振替の方には通知書のみ)を10月3日(月)に発送します。新たにお送りする納付書でお納めください。

【休日納税窓口を開きます】  
 時10月2日(日)・16日(日)・11月6日(日)、午前9時～午後3時 因収納課(第二庁舎3階) 因収納課☎963-9142(市税)・9143(国保)

【ストップ!滞納】  
 10月から12月は滞納整理強化期間です  
 市税は、私たちが安心して暮

【国民健康保険税の納税通知書をお送りします】  
 平成28年度の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新

市内で活動している社交ダンスサークル・団体2団体程度。予定数を超えた場合は、書類選考と面接による選考を行います 因10月11日(火)までに申込書を左

記へ。申込書は左記で配布しているほか、市ホームページからも印刷できます 因生涯学習課(第二庁舎4階) ☎963-9283

# 国保のお知らせ

【国民健康保険税の納税通知書をお送りします】  
 平成28年度の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新

## 柔道整復師(接骨院・整骨院)の施術を受けられる方へ

接骨院・整骨院では、健康保険を使うことができる範囲が限られていることをご存じですか。接骨院や整骨院は保険医療機関ではありませんので、健康保険が使えない場合があります。確認のうえ、施術をお受けください。

健康保険が使える場合 (急性または亜急性の外傷性のもの)	・打撲 ・挫傷(肉離れ等) ・捻挫 ・骨折・脱臼(緊急時以外は医師の同意が必要)
健康保険が使えない場合の例(慢性的なもの) *全額自己負担になります	・日常生活の中の疲れや肩こり ・スポーツなどによる肉体的疲労 ・神経痛・リウマチ・慢性関節炎など ・加齢による腰痛や五十肩などの痛み ・脳疾患後遺症などの慢性病 ・保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等で治療中のもの(ただし、負傷の状態を確認するために定期的に医師の検査を受けることはできます) ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

### 【施術を受ける際にお願したいこと】

- ①負傷の原因を正しく伝えましょう…外傷性の負傷でない場合や、労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷は、健康保険の対象となりません。また、交通事故の場合は、各健康保険の窓口に届け出てください(国民健康保険の方は、国民健康保険課へ)
- ②療養費支給申請書は内容を確認のうえ、署名しましょう…療養費支給申請書は、健康保険への療養費(自己負担分を除いた施術費)の申請を施術者に委任する書類です。負傷原因や負傷名・日数・金額を確認のうえ、署名(押印)しましょう
- ③領収証をもらいましょう…領収証は必ず受け取り、医療費通知で金額・日数をご確認ください。また、医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大切に保管しましょう
- ④施術が長引く場合、医師の診察も受けましょう…内科的要因も考えられますので、医師の診察も受けましょう

【適正な保険給付に向けて】 保険税を財源とする療養費を適正に給付するため、施術内容等を文書で確認させていただく場合があります。ご協力をお願いします 因国民健康保険課☎963-9154